

# Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年7月1日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

## 第1章 総則

第1条～第3条 （略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～22 （略）	（略）
23 接続契約者回線	I P伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記6に掲げる <a href="#">エヌ・ティ・ティ・テレソナント株式会社</a> （以下「契約事業者」とします。）の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介してI P伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。） （注） （略）
24～41 （略）	（略）

第2章～第14章 （略）

別記

1～4 （略）

5 協定事業者

(1) （略）

(2) 当社が別に定める専用等契約（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）に係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
（略）	（略）
<a href="#">株式会社エネルギー・コミュニケーションズ</a>	イーサネット通信網サービス契約約款

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

## 第1章 総則

第1条～第3条 （略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～22 （略）	（略）
23 接続契約者回線	I P伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記6に掲げる <a href="#">株式会社NTTドコモ</a> （以下「契約事業者」とします。）の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介してI P伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。） （注） （略）
24～41 （略）	（略）

第2章～第14章 （略）

別記

1～4 （略）

5 協定事業者

(1) （略）

(2) 当社が別に定める専用等契約（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）に係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
（略）	（略）
<a href="#">株式会社エネコム</a>	イーサネット通信網サービス契約約款

**Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年7月1日現在**

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(略)	(略)
<a href="#">沖縄通信ネットワーク株式会社</a>	専用サービス契約約款
(略)	(略)

(略)	(略)
<a href="#">OTNet株式会社</a>	専用サービス契約約款
(略)	(略)

6 I P伝送サービスの提供に係る当社の電気通信サービス

事業者の名称	電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
<a href="#">エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社</a>	I P通信網サービス	第2種契約	I P通信網サービス契約約款

6 I P伝送サービスの提供に係る電気通信サービス

事業者の名称	電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
<a href="#">株式会社NTTドコモ</a>	I P通信網サービス	第2種契約	I P通信網サービス契約約款 ( <a href="#">OCN</a> )

7～19 (略)

7～19 (略)

料金表

料金表

通則

通則

1～17 (略)

1～17 (略)

(I P伝送サービスの区分等)

(I P伝送サービスの区分等)

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) V P Nサービス

(1) V P Nサービス

ア (略)

ア (略)

イ V P Nサービスの品目

イ V P Nサービスの品目

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

A (略)

A (略)

B アクセスタイプ1（第1種サービス（加入者回線に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）は、次に掲げる接続契約者回線等と接続して提供します。

B アクセスタイプ1（第1種サービス（加入者回線に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）は、次に掲げる接続契約者回線等と接続して提供します。

区 分	内 容
(略)	(略)

区 分	内 容
(略)	(略)

備考

備考

1 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の品目は、当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次のとおりとします。

1 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の品目は、当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次のとおりとします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編）【現改比較表】 2023年7月1日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(1) 他社接続契約者回線に係るもの

- ア (略)
- イ イーサネットアクセス

他社接続契約者回線		対応するVPNサービス
協定事業者	電気通信サービス	
(略)	(略)	(略)
<a href="#">株式会社エネルギア・コミュニケーションズ</a>	イーサネット通信網サービス (アクセス回線B又はアクセス回線C (0.5Mb/s 及び 1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目のものに限り、)に係るものに限り、)	10Mb/s 品目のもの
	イーサネット通信網サービス (アクセス回線B又はアクセス回線C (10Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目のものに限り、)に係るものに限り、)	100Mb/s 品目のもの
(略)	(略)	(略)
<a href="#">沖縄通信ネットワーク株式会社</a>	高速イーサネット専用サービス (1Mb/s から 1Mb/s ごとに 5Mb/s まで及び 10Mb/s 品目のものに限り、)	10Mb/s 品目のもの
	高速イーサネット専用サービス (20Mb/s から 10Mb/s ごとに 50Mb/s まで及び 100Mb/s 品目のものに限り、)	100Mb/s 品目のもの

備考 アクセスタイプ1のアクセス速度は、当社が別に定める場合を除き、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。

(1) 他社接続契約者回線に係るもの

- ア (略)
- イ イーサネットアクセス

他社接続契約者回線		対応するVPNサービス
協定事業者	電気通信サービス	
(略)	(略)	(略)
<a href="#">株式会社エネコム</a>	イーサネット通信網サービス (アクセス回線B又はアクセス回線C (0.5Mb/s 及び 1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10Mb/s までの品目のものに限り、)に係るものに限り、)	10Mb/s 品目のもの
	イーサネット通信網サービス (アクセス回線B又はアクセス回線C (10Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s までの品目のものに限り、)に係るものに限り、)	100Mb/s 品目のもの
(略)	(略)	(略)
<a href="#">OTNet株式会社</a>	高速イーサネット専用サービス (1Mb/s から 1Mb/s ごとに 5Mb/s まで及び 10Mb/s 品目のものに限り、)	10Mb/s 品目のもの
	高速イーサネット専用サービス (20Mb/s から 10Mb/s ごとに 50Mb/s まで及び 100Mb/s 品目のものに限り、)	100Mb/s 品目のもの

備考 アクセスタイプ1のアクセス速度は、当社が別に定める場合を除き、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年7月1日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(注) この備考に規定する当社が別に定める場合は、他社接続契約者回線に係る電気通信サービスが株式会社オプテージの高速イーサネット専用サービス（1Gb/s 品目のものに限ります。）の場合又は[沖縄通信ネットワーク株式会社](#)の高速イーサネット専用サービス（100Mb/s 品目のものに限ります。）の場合であって、アクセスタイプ1のアクセス速度を60Mb/sから10Mb/sごとに90Mb/sまでのいずれかとするときとします。

(注) この備考に規定する当社が別に定める場合は、他社接続契約者回線に係る電気通信サービスが株式会社オプテージの高速イーサネット専用サービス（1Gb/s 品目のものに限ります。）の場合又は[OT Net 株式会社](#)の高速イーサネット専用サービス（100Mb/s 品目のものに限ります。）の場合であって、アクセスタイプ1のアクセス速度を60Mb/sから10Mb/sごとに90Mb/sまでのいずれかとするときとします。

2～10 (略)

2～10 (略)

(イ)～(ウ) (略)

ウ (略)

(2) (略)

19～20 (略)

(高額利用割引)

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1)～(8) (略)

(注) (1)、(2)及び(5)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス及び[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

22～27 (略)

(サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の扱い)

28 国際VPNサービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(注1) (1)のAに規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、[株式会社エネルギー・コミュニケーションズ](#)、株式会社STNet及び株式会社QTnet以外の協定事業者とします。

(イ)～(ウ) (略)

ウ (略)

(2) (略)

19～20 (略)

(高額利用割引)

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1)～(8) (略)

(注) (1)、(2)及び(5)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス及び[株式会社NTTドコモ](#)のIP通信網サービス契約約款（[OCN](#)）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

22～27 (略)

(サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の扱い)

28 国際VPNサービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(注1) (1)のAに規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、[株式会社エネコム](#)、株式会社STNet及び株式会社QTnet以外の協定事業者とします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年7月1日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(注2)(1)のイに規定する当社が別に定める協定事業者は、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、[株式会社エネルギー・コミュニケーションズ](#)、株式会社STNet及び株式会社QTnetとします。

(注2)(1)のイに規定する当社が別に定める協定事業者は、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、[株式会社エネコム](#)、株式会社STNet及び株式会社QTnetとします。

29～32 (略)

29～32 (略)

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1 VPN契約に係るもの

1-1 (略)

1-1 (略)

1-2 料金額

1-2 料金額

1-2-1 回線使用料

1-2-1 回線使用料

1-2-1-1 アクセス回線料

1-2-1-1 アクセス回線料

1-2-1-1-1 他社接続契約者回線に係るもの

1-2-1-1-1 他社接続契約者回線に係るもの

(1) (2)以外のもの

(1) (2)以外のもの

ア (略)

ア (略)

イ アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るもの

イ アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るもの

(ア)～(カ) (略)

(ア)～(カ) (略)

(キ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、[株式会社エネルギー・コミュニケーションズ](#)となるもの

(キ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、[株式会社エネコム](#)となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

1のVPN契約ごとに（月額）

(略)

(略)

(ク)～(ケ) (略)

(ク)～(ケ) (略)

(コ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、[株式会社沖縄通信ネットワーク](#)となるもの

(コ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、[OTNet株式会社](#)となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

1のVPN契約ごとに（月額）

(略)

(略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2023年7月1日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(2) (略)  
 1-2-1-1-2 (略)  
 1-2-1-2～1-2-1-3 (略)  
 1-2-2～1-2-5 (略)  
 2 国際VPN契約に係るもの  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額  
 2-2-1 回線使用料  
 アクセス回線料  
 (1) (略)  
 (2) 加算額  
 ア アクセスタイプ1 (STMアクセスに限ります。)に係るもの  
 (ア) (略)  
 (イ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北海道総合通信網株式会社、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、[株式会社エネルギー・コミュニケーションズ](#)、株式会社STNet又は株式会社QTnetとなるもの  
 1の国際VPN契約ごとに (月額)  
 (略)  
 (ウ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、[沖縄通信ネットワーク株式会社](#)となるもの  
 A～B (略)  
 イ (略)  
 2-2-2 (略)

(2) (略)  
 1-2-1-1-2 (略)  
 1-2-1-2～1-2-1-3 (略)  
 1-2-2～1-2-5 (略)  
 2 国際VPN契約に係るもの  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額  
 2-2-1 回線使用料  
 アクセス回線料  
 (1) (略)  
 (2) 加算額  
 ア アクセスタイプ1 (STMアクセスに限ります。)に係るもの  
 (ア) (略)  
 (イ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北海道総合通信網株式会社、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、[株式会社エネコム](#)、株式会社STNet又は株式会社QTnetとなるもの  
 1の国際VPN契約ごとに (月額)  
 (略)  
 (ウ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、[OTNet株式会社](#)となるもの  
 A～B (略)  
 イ (略)  
 2-2-2 (略)